

# 川口市福祉資金貸付制度

**直近の臨時的な出費**により、**一時的**に生活が窮迫した世帯に対して資金を貸し付け、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的としています。

※「一時的」とは、上記出費から次の収入を得て以降の生活が安定するまでの短い期間とします。

## ＜貸付金の種類及び金額＞

【生活資金】**上限10万円**

【住宅資金／就学資金／医療費／就職支度資金／結婚資金／助産費／葬祭費】**上限25万円**

※助産費の場合は、出産育児一時金支給見込み額の8割を上限とします。

**＜借受人の資格＞**※申請時に以下の資格を**全て**満たす必要があります。

- (1) 川口市内に引き続き3ヶ月以上居住（住民登録）している世帯の生計中心者の方
- (2) 生活保護の適用を受けていない方
- (3) 他からの融資を受けることができない方（銀行の貸付や社会福祉協議会の生活福祉資金等）
- (4) 返済能力のある方
- (5) **連帯保証人**を立てられる方

## ＜連帯保証人の条件＞

- ・川口市内(又は川口市から半径50km圏内)に1年以上居住(住民登録)している方  
(借受人と同一の住所内に居住している方はなれません)
- ・一定の収入があり、市税の納税をしている方
- ・返済能力のある方

## ＜返済方法＞

- ・貸付月の翌月から5,000円の月賦返済。
- ・納付書払いのみ（口座振替による返済はできません）  
※市外へ転出する場合は、直ちに一括返済をしていただきます。

## ＜注意事項＞

- ◎書類審査の都合により、貸付金の準備には申請受付から（土日祝を除く）**7日程度**かかります。
- 借金の返済や家賃滞納分の支払いのための貸付はできません。
- 本制度を既に利用し、当該貸付金の償還が終了していない方への貸付はできません。
- 税金等の滞納がある方への貸付はできません。

ただし、窮迫している状況にあり、償還のための収入予定が確認され、かつ、担当課と納税誓約書を交わしていただき、納税義務を果たす意志が認められる場合にはこの限りではありません。

## 【お問い合わせ】

川口市 福祉部 福祉総務課 社会係  
電話：048-259-7647（直通）